

第16回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年9月30日（火）
午前9時30分から午前10時30分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・根井委員・池田委員・川添委員・山口(雄)委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
議案第4号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第16回日南市農業委員会総会を開会いたします。 6番、根井委員、16番、池田委員、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員、川添委員、南郷地区農地利用最適化推進委員、山口委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は11名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に13番の酒井浜子委員、14番の平部勇一委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。
		議案第1号から議案第4号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
	事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました5件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が5件で、受付番号1番から4番は、経営規模拡大のため、受付番号5番は、新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました4件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が4件で、受付番号1番、2番は、植林のため、受付番号3番は、一般個人住宅用地のため、受付番号4番は、農業用施設用地のためとなっております。 次に総会資料3ページから4ページです。議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、2件について、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が2件となっております。 次に、総会資料5ページです。議案第4号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました4件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番から4番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
	議 長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

10:10	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鵜戸地区と南郷地区が、会議室 5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、別館 1 階会議室 2、細田・大窪地区、北郷地区は、別館 1 階会議室 3 になります。以上の会場をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
		それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。
		議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、5 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について担当委員より報告をお願いします。
	井上(友)	2 番、井上(友)です。受付番号 1 番について説明します。9 月 23 日に譲受人と現地確認をしました。また譲渡人に何回か連絡しましたが、連絡が取れませんでした。申請地は星倉のコンビニの裏通り、昔の旧道を飢肥に向けて 300m くらい進んだ左側の水田地帯で、太陽光パネルが設置してある隣の水田になります。申請地は譲渡人が相続されてから 4～5 年、耕作されておらず荒れている状態でした。今後も耕作する予定がないため譲受人に相談した所、話がまとまったようです。譲受人の水田にも隣接しております。今後は、早期米を作付けされるようです。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告をお願いします。
	日 高	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 2 番について説明します。この案件は 5 月の総会で申請がありましたが、取下げになった案件です。私が調査をしたのですが、農振農用地の中にあるにもかかわらず、大きな杉や雑木でとても農地いえない状況でした。譲受人によりますと、杉や雑木を切って、レモンを植えるとの事でしたが、このまま許可を出したら大変な事になると思ったので、譲受人に今回は、申請を取下げた杉や雑木を切った後でもう 1 回、申請して下さいと指導をしたところです。9 月 2 日に譲受人が家に来られて、杉を切ったから見てくれと言われたので見に行きました。杉や雑木は切られ、綺麗に整備されていたので再度、申請を進

	日 高	めた所です。許可妥当と思いますが、ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	1番、谷元です。受付番号3番について説明します。譲受人、譲渡人の双方と現地の確認をしました。譲渡人は高齢者で離農されており、長女に確認しました。譲受人は水稻、露地野菜を作付けされている担い手の農家です。申請地は、日南高岡線沿いのスーパーマーケットを通り、踏切を過ぎて左の方にある旧木材会社の先を谷之城の方に右折し、農道を約100m行って右折し、鉄道の線路に突き当たったところの手前4枚目になります。この農地は、今まで利用権設定をされて耕作がされておりましたが、合意解約後、その後は譲受人の方が設定をされずに耕作をされていました。今回、売買され、今まで耕作をされていた方に所有権移転をされるそうで、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号4番、5番について、担当委員より報告願います。
	田 中	18番、田中です。受付番号4番、5番について説明します。受付番号4番は、9月23日に譲受人、譲渡人に電話し、現地を確認しました。申請地は、潟上小学校から1.5kmほど北方南郷線を串間方面に向かうと潟上神社があり、そこから市木に抜ける県道を150m行き、左折し市道を300mほどのところに譲受人のハウスきゅうりのビニールハウスがあり、その裏にあたる水田です。譲受人は米、ハウスきゅうりを経営されている認定農家であり、譲渡人は後継者もなく離農されるということです。今回の今回、成立したようです。問題はないと思いますので、よろしくお願いします。 受付番号5番について説明します。先ほどの潟上神社から5kmほど串間方面に進みますと、潟上上地区の笹之久保集落があり、その集落の真ん中くらいに譲渡人が相続いたしました祖父の実家があります。今回、家を売買しようとしたところ、宅地裏にある畑も一緒にという形になったようです。家を通らなければ行けない畑で譲受人に確認したところ、こざえんとして利用していくと言われましたので、問題ないと判断しております。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の、報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

10:17	議 長	それでは、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定しました。 次に議案第2号、農地法第5条の許可申請について、4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。9月23日に確認しました。申請地は、元吉野方小学校からつづら八重地区に入って1kmくらい谷側の道路沿いを行き、左側に田んぼが点在しておりますが、両側は急峻な山林で道路脇の一部の3アールほどの田です。両側が急峻な崖の杉山になっており、面積からして問題ないと判断しました。これは相続財産ですでに杉が植栽されており、無断転用であるが始末書も添付されておりますので、問題ないと判断しました。譲受人は林業会社で5年以内に伐採し再造林するということで、申請書どおり間違いありませんとのことでした。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号2番について説明します。9月26日、譲受人に電話確認ののち、現地調査を行いました。申請地は酒谷地区、小布瀬で、国道222号線を小布瀬の滝付近まで進み、あじさいロードを約1km進んだ先にある集落から道なき道を進んだ先に点在する3枚、計1200㎡の畑です。申請理由は譲渡人が高齢により農地の権利を孫に譲渡したいからとのこと。地目は畑ですが、だいぶ前に植林され現在は山林化しています。今回の所有権移転に際し無断転用が発覚しました。譲渡人からは始末書が添付されています。孫である譲受人は農業者であり今後は、杉林として適正に管理するとのこと。造林計画書も添付されています。特に問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号3番について担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号3番について説明します。9月24日に現地調査しました。譲渡人、譲受人には電話にて確認しました。申請地は戸高二丁目の公園の東方向から70mくら

10:23	山 本	いの場所になります。周囲に農地はありませんでした。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのことです。譲受人は現在、大阪でアパート住まいをしておりますが、妻の実家が日南で本申請地に住宅を建築して永住する計画だそうです。夫は、単身赴任をするとのことです。なお建築にあたっては、土地は整地し汚水・生活排水は合併浄化槽で処理して、道路側溝へ流す計画となっております。許可妥当と判断しました。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	田 中	18番、田中です。受付番号4番について説明します。この案件につきましては、先ほど3条申請で説明しました笹之久保地区の入り口から市木に抜ける農免道路を100mほど行った左側にある農業用施設が建っているところです。譲渡人の祖父が生前に無断で農業用施設を建てたということで今回、譲受人と譲渡人で売買を検討したところ、地目が畑であるということが判明し、今回の申請になったようです。始末書も添付されており、今後も農業用施設として管理していくとのことで、問題ないと考えております。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定しました。 次に議案第3号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、2件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	徳 井	9番、徳井です。根井委員が欠席されていますので、私が代わって説明します。受付番号1番について説明します。この案件については、本契約前に譲渡人・譲受予定者と売買について、根井委員が立ち会って話をしております。9月26日、双方に電話で確認をしております。申請地はJR内之田駅から北郷方面へ300mほど行ったハウス団地になります。譲受予定者については、ピーマンを栽培されている認定農業者です。本申請地は農振農用地であり、譲受予定者は団地化要件、基準面

10:25	徳 井	積要件等すべて満たしております。申請地については、ピーマンの植え付けが終わっておりハウス内もきれいに整備されております。中間管理事業による所有権移転であり、特に問題ないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号2番について説明します。9月24日、譲受人、譲渡人に連絡して現地調査しました。申請地は、榎原神社から北に2.5km行ったところの札ノ尾地区ふれあいセンターから北に1km行ったところでは、譲渡人は高齢であり経営縮小し、譲受人は新規就農者であります。譲渡人、譲受人は同じ地区であり、話し合いで決まったそうです。以上のような状況であり、問題ないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は同意することに決定しました。 次に議案第4号、非農地証明願について、4件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について私より報告します。
	平 賀	申請者は、県外在住の方のため9月26日に私の方で現地調査を行い、電話で確認しました。令和6年2月に父方のおじさんからの相続ということです。申請地は県道の東郷交差点から北東約600mのところであり、四季の森こども園を過ぎて約200m行った右手にあります。申請地の隣接地は山林と遊休地と住宅地です。現在、農地の大部分は雑木が茂っており、農地としての利用は困難と思いますので、非農地として証明することは妥当と判断をいたしました。ご審議方よろしく願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。

作 本	8番、作本です。受付番号2番について説明します。9月24日、申請人が宮崎在住ということで、代理人の行政書士に電話をして確認しました。申請地は、細田の上塚田地区で、県道54号線と広域農道の交差点から細田方面に500mくらい行った左側の水路を挟んだ向かい側の土地8筆です。地目は田と畑となっておりますが、現況は原野であり、周囲と境が分からないように荒れている状況でした。私の記憶では50年以上、耕作されていない状況だと思います。申請地に通じる道もなく、調査不能、対岸から確認するだけでした。周囲も同じような状況で荒廃が進んでおり農地としての復旧は不可と判断しました。申請は妥当だと判断します。ご審議の方よろしく願います。
議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
田 中	18番、田中です。受付番号3番について説明します。先ほど転用関係で説明しました農業用施設が建っている所の正面から向かって右側にある土地でございます。もう10年以上放棄されているところでありまして、今後はもう崖地でもあるため、農地として再生はできないという判断いたしました。問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
平 部	14番、平部です。山口委員が欠席のため、山口委員の調査結果を報告いたします。9月25日に現地を見に行きました。申請地は榎原から直接、津屋野に行ける山道へ行くため国道220号線沿いにある林業会社を300mほど南郷方面に行ったところを左折し、津屋野方面へ1km向かうとある建設会社の事務所のすぐ裏側になります。この土地は原野となっており10年以上、耕作を放棄されていて農地として使用することは困難な土地となっております。非農地としての条件4番と判断できる案件だと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第4号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手

10:30	議 長	全員賛成ですので、議案第4号は承認することに決定しました。 議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。 以上で総会の全てを終了します。
-------	-----	---

第16回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平 賀 祐 史 

署名委員

酒 井 浚 子 

平 邨 勇 一 